

④差別投書・落書き・電話

ある特定の住所が部落かどうか、もしくは特定の地域内に部落があるかどうか、行政窓口で電話をかけて悪びれもせず尋ねる例が、京都府、奈良県、和歌山県、福岡県などで集約されており、近年、各地で多発する傾向がある。

神奈川県では、JR大船駅構内の男子トイレで二〇一一年九月一二日午後、宗教者を誹謗・中傷するために民族差別、部落差別を利用した差別落書きが発見された。差別落書きは、洋式トイレ内の壁に、二〇センチ四方の大きさで二か所に、宗教者の名前を大書し、「しね」とののしり、矢印で「ちょうせん人 えたひにん……」と書かれていた。

香川県では、丸亀市競艇場で二〇一二年三月一二日に続いて一四日午後八時ごろ、差別落書きが発見された。発見された差別落書きは、男子トイレで一番奥のドアの内側に、最上部から二〇センチほどの範囲に「同和 3どうわ 4」とエンピツで書かれていた。競艇場側は、「使用禁止」の張紙で現場保存し、一五日に丸亀市人権課と競艇事業部、部落解放同盟香川県連合会で現場確認、撮影し消去した。

福岡県では、福岡市内で二〇一一年、五四か所に及ぶ差別落書きがあいついで発見された。差別落書きは、九月一三日に初めて発見されて以後、早良区内で四九か所、東区で五か所、合計五四か所にもものぼった。ガードレール、水路のフェンス、学校の校門の看板、川沿いの柵、グラウンドのフェンス、防犯をよびかけた看板、電柱、公園の展望台など、さまざまな場所に書かれていた。その内容は、「同和ヲコロソウ」「〇〇〇〇(解放同盟の役員名)死けい」「同和死ネ エタ シネ」「同和サイテー」「同和の人犬凶(じんけんきょう)イク」「同和ケダモノ」など、挑発的で差別を煽動する悪質な内容ばかりであった。落書きの内容や言葉の使い方を見ると同一人物が書いたと思われる。これほどの数の落書きは前代未聞であり、しかも挑発的、攻撃的で許すことのできない内容である。福岡市は、「差別を助長する悪質な行為」として福岡法務局に報告し、器物損壊容疑で県警に被害届を出した。